

自由権

1 / 1

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

憲法は、国家から人々の自由をどのように守っているのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 精神の自由

心の自由

思想・良心の自由

何を考え信じるかを国が強制しない自由。

信教の自由

どの宗教を信じる(信じない)かを決める自由。

政教分離

国が特定の宗教と関与しない原則。

表現の自由

集会・出版などで考えを外に表す自由。

精神の自由は、心のはたらきを守る自由である。**思想・良心の自由**(第19条)は、何を考え信じるかを国が強制しないことを保障する。**信教の自由**(第20条)は、どの宗教を信じるか、あるいは信じないかを個人が決められるというもので、国が特定の宗教を特別あつかいしないよう、**政教分離**の原則も定められている。**学問の自由**(第23条)も、研究や発表を国の干渉から守っている。これらは、国が人の内面に踏みこむことを禁じる、とくに大切な自由である。戦前には、治安維持法などで思想が取りしまられたこともあった。

考えや意見を外に表す自由も大切である。第21条は、集会・結社・**表現の自由**を保障し、国が事前に内容を調べて発表を止める**検閲**を禁止している。民主主義の社会では、人々が自由に意見を述べ合うことが政治の土台になるため、特に重要な権利とされる。ただし、他人の名誉を傷つけるなど、ほかの人の権利を不当にそこなう表現は、公共の福祉による制限を受けることがある。

2 身体と経済の自由

身体・経済

身体の自由

不当に捕らえられたり罰せられたりしない自由。

令状

裁判官が出す逮捕などを認める文書。

黙秘権

自分に不利なことを話さなくてよい権利。

財産権

財産を所有し使う権利。

身体の自由は、人が不当に自由をうばわれないことを保障する。歴史上、権力者が人々を無実の罪で捕らえた反省から、憲法は細かく定めている。法律の定める手続きによらなければ刑罰を科されず(第31条)、逮捕には原則として裁判官の出す**令状**が必要である(第33条)。自白を強いる**拷問**や残虐な刑罰は禁止され(第36条)、被疑者や被告人は自分に不利な供述を強いられない**黙秘権**(第38条)や、弁護人を依頼する権利をもつ。

経済活動の自由は、豊かな生活を営む土台となる。第22条は、居住・移転・職業選択の自由を保障し、住む場所や仕事を自分で決められるようにしている。第29条は**財産権**を保障するが、道路やダム建設など公共のために使う場合には、正当な補償のもとで制限できる。経済活動の自由は、社会全体の利益とぶつかりやすいため、精神の自由に比べて公共の福祉による制限を受けやすい。

問いへの答え

憲法は、心の中を守る精神の自由、不当な逮捕や拷問から守る身体の自由、職業選択や財産権などの経済活動の自由を保障している。これらの自由は、国家権力が個人に干渉することを防ぐための権利であり、ほかの人の権利や社会全体の利益とぶつかるときは、公共の福祉による制限を受けることがある。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

